主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人代理人朝比奈新の上告理由について。

原審挙示の証拠によれば、所論の横浜のD産業株式会社と青山のD産業株式会社とは別個のものであり、青山のD産業という会社は存在せす、その名義をもつてした取引は、実体上、EおよびF両名の取引であつたという事実を肯認するに足り、甲一一号証等によるも、未だ原審の認定を違法とし、所論の如く認めなければならぬものではない。それ故、所論は、採ることを得ないものである。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 河
 村
 又
 介

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 垂
 水
 克
 己